

感染予防対策における対応について⑥

9月19日付で青島市教育局より指示のあった感染予防対策についてお知らせいたします。本日9月20日から適用となりますので、内容を御確認いただき、御協力をお願いいたします。

9月8日のお知らせからの変更点、新たな対応は赤字で表記しています。

1 即墨区、城陽区の低リスク地区に同居人が入った場合の対応

(1) 児童生徒は登校可能だが、登校日から4日連続して児童生徒はPCR検査を受ける。学校外で受けた場合【①時刻②検査場所】を担任に報告する。

2 青島市外のリスクのない地区・低リスク地区へ出た場合の対応

(1) 児童生徒本人が出た場合

①事前に以下の内容を担任に届け出る。

【①青島市を出る人の名前 ②パスポート番号・身分証番号 ③行先(省、市、区)

④往復の交通機関とその番号 ⑤青島市に入る日時 ⑥電話番号】

※ホームページ掲載の届出書か、ショートメールで担任にお伝えください。

②山東省内の場合

児童生徒本人が青島市に入ってから受けた検査で、かつ登校前48時間以内である児童生徒本人の陰性証明を提出し登校可能。また、登校後3日間に2回のPCR検査を実施。

例)7日に青島市に入り、その日に受けた検査結果があれば、8日から登校可能

③山東省外の場合

5日間は登校せず、5日間で3回のPCR検査をする。6日目に48時間以内の陰性証明を提出し登校できる。(印刷か、スクリーンショット)

例)10日に青島市に入った場合、10日～14日まで登校せず、15日に陰性証明を提出し登校可能

(2) 同居人が出た場合

①事前に担任に連絡をする。内容は上記2-(1)①と同様。

②山東省内の場合(山東省外の場合も同様)

同居人が青島市に入ってから受けたPCR検査で、かつ登校前48時間以内である同居人の陰性証明を提出すれば児童生徒は登校できる。

例)月曜に登校する場合、土日で受けた検査の陰性証明が必要

(3) 青島市に入って以降、行った地区が中リスク・高リスクになった場合、担任にすぐ連絡し児童生徒を自宅待機させる。

(4) 居住区から別途指示があった場合は、それに従う。

2 その他の対応

(1) 有効期限内の健康通行証の提出(印刷または、ショートメール)

(2) 毎日の健康チェックカードの提出(体温、本人および同居人の健康状態)

(3) 休日の7:00～8:00の間に健康報告(①名前 ②体温 ③本人の健康状態 ④同居人の健康状態)

(4) 児童生徒は学校で週3回(月・木は全員。火・水・金は2分の1ずつ)のPCR検査

(5) 児童生徒は学校で検査しているので居住区での一斉PCR検査は不要ですが、欠席等で検査が受けられない場合、その他の検査場で受け【①時間②検査場所】を当日中に担任に報告

(6) 児童生徒が、発熱・咳・下痢等で病院受診する際は担任に連絡

3 学校来校者への決まり

原則、学校関係者(児童生徒、教職員、学校運営理事会)以外の来校はできません。